

第5章 社会全般

アクセシビリティ

アクセシビリティ（accessibility）とは、誰もが同じように利用することができる製品・システムなどを作るという、広い分野で考慮されている考え方である。コンピュータの世界では、早くから障害者のコンピュータ利用を促進するための取り組みが盛んである。これは、コンピュータを利用できることが障害者の社会生活の向上につながることで強く認識されているためである。たとえば、電子的な形でやりとりされるテキスト情報は、印刷媒体からの情報取得が困難な視覚障害者や、放送などの音声媒体からの情報取得が困難な聴覚障害者にとって重要な情報源となっている。また、移動に制約がある肢体不自由者の場合も、コンピュータを用いることで新たなコミュニケーション手段を獲得することができる。このように、コンピュータが各自の障害を補う役割をすることで、障害者のより積極的な社会への参加が可能になる。

インターネットの利用者は年々増加してきており、公的な事務手続きや、銀行など公共性の高いサービスがインターネットを用いて提供される動きが加速している。インターネットのアクセシビリティを保証し、公共サービスや情報を取得できない人が生み出されないようにすることの重要性は増大している。

米国の「リハビリ法」508条に注目

アメリカを中心とした欧米諸国ではアクセシビリティを確保しようとする利用者の声も強く、その重要性に対する認識も高い。特に注目したいのが、アメリカのRehabilitation Act（リハビリテーション法、1973年制定、1998年改正）508条の規定である。同条項は、米連邦政府関連機関に対し、電子情報機器の開発、調達、保有および使用に当たり、障害を持つ政府機関職員が健常者と

ウェブコンテンツにもアクセシビリティ配慮の動き 普及著しい携帯端末も開発段階からの対応が必要

同等に情報にアクセスし、利用できることを保証するよう義務づけている。さらに障害を持つ一般の利用者が同機関提供の情報やサービスを利用する場合も、健常者と同等のアクセスおよび利用が保証されるよう義務づけている。

2000年12月、この規定の運用に必要な“Electronic and Information Technology Accessibility Standards”が公布された。この仕様が対象とするのは、ソフトウェア、コンピュータ本体、ウェブを用いて提供される情報やアプリケーション、テレビ・ビデオおよびマルチメディア機器、通信機器、キオスク端末などを含む多様なものである。政府関連機関限定ではあるが、ウェブのコンテンツのアクセシビリティについても言及している点は特筆すべきだろう。

問題意識の高まりと検討課題

一方、国内でも確実にアクセシビリティに関する問題意識は高まってきている。2001年3月に決定された政府のe-Japan重点計画の中では、障害者に対する情報教育の必要性や、身体的能力や年齢に関係なく利用できる環境作りの重要性について触れている。また、2000年11月には、政府機関のホームページのアクセシビリティの改善などについての方針も示された。だが、検討・解決が必要な問題も少なくない。まず情報教育について、一般的に指導者不足の問題が懸念されている。障害者に対する情報教育については、国内にはこの分野で障害者の指導を行える人材が不足しており、また指導方法も確立されていない。障害者や高齢者にも利用しやすい環境整備についても、日本の状況に適したシステム開発の遅れなど、これを阻む要因が見られる。

また、政府機関のホームページのアクセシビリティ向上については、当初目標としてごく基本的改善のみが挙げられていることや、この分野で国際的な標準文書となっているW3Cが定めたWeb Content Accessibility Guidelines 1.0とは必ずしも一致しない独自の指針に基づいているなど、憂慮すべき点も見られる。

最も大きな問題は、これらの事項が短期的計画の一部として挙げられていて、継続的に実施される保証がない点だろう。こうした取り組みをきっかけに問題意識が高まり、恒久的対策を実現できる法制度へと結びつくことが期待される。

携帯端末がかかえる問題点

2000年は、携帯端末のさらなる普及と高速接続回線の普及によって、インターネット利用環境の多様化が進んだ年だった。特に携帯端末の普及は進み、それを前提としたサービスも現れている。しかし、現状では必ずしもすべての人が携帯電話に代表される携帯端末のすべての機能を利用できる状況にはなく、特に身体障害者による利用が困難または不可能な機能も少なくない。こうした機能の利用を前提に公共性の高いサービスが提供されるようになると、ここでも障害者が取り残されてしまうことになるだろう。

障害を持つ利用者に限らず、インターネットの利用環境が多様化してきている今日、端末機器などの開発段階で多様な利用者に配慮することや、サービスの提供にあたって多様な環境に対応することはきわめて重要である。このような動きを促進するための法制度の整備などの政府の努力と、端末開発者やサービス提供者の意識の向上がなければ、インターネットは多くの人を排除する「社会基盤」となってしまうだろう。

（中根雅文 慶應義塾大学SFC研究所）

www.sections508.gov



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp